

番号	御意見の対象となる箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	その他	<p>例えばトンネル工事の場合、一般的にコンクリートが使われるが、これを温室効果ガス排出量の少ない材料に変更することは温暖化防止に非常に有効と考えられる。しかし、今の集計方法では、材料を変更しても発注者(報告対象者)の排出量削減としてはカウントされないため、最終的な材料決定権を有する発注者は、材料変更に積極的にならないことが懸念される。</p> <p>現行の制度は、主に生産活動の中で温室効果ガスを削減する方向であるが、その一方で、「温室効果ガス排出量が少ない材料を使う」ことに対する適正な評価も必要であると考えられる。</p> <p>これによって生産者はより排出量の少ない商品を開発するであろうし、市場もそういった商品を好んで使うようになり、逆に温室効果ガス排出量が多い製品が市場から淘汰されるようになると思う。</p>	<p>本案とは直接関係しないと思われませんが、今後の参考にさせていただきます。</p>
2	その他	<p>特定事業所排出者においては、すべての事業所の情報について集計するのではなく、1カ所あたりのエネルギー量について裾きりをもうけるべきである。その場合、例えば、事務所では、年度のエネルギー使用量が原油換算で75kl未満、製造業については、事務所等を対象からはずし、同500kl未満を裾切りの対象とする。</p> <p>規模が小さい事業所については、実質上数値の把握が困難であるうえ改善効果もほとんどないと考えられる。改善効果を上げるためにも、対象事業所について、1カ所あたりのエネルギー量について裾切りをもうけることが望ましい。</p> <p>また、製造業等の産業部門で既に努力をしている事業者については、投資の効率の観点からした場合、業務部門は工場に比べて投資効率が悪いと想定されるので、今回の法改正の趣旨に照らせば、商業施設、コンビニ等の全体としてエネルギーを多く使用するにもかかわらず、対象となっていない事業者限定すべきであり、いわゆる製造業等の事務所等は対象から外するのが妥当と考える。</p> <p>上記より、例えば、製造業については、年度のエネルギー使用量を原油換算で500kl未満の事業所を裾切りの対象とする。仮に裾切りをもうけることができない場合、全ての工場等全体の情報を報告する対象は、全体の合計が年度のエネルギー使用量として原油換算で3,000kl以上(第1種エネルギー管理指定工場相当)とするのが妥当。</p>	<p>本案は事業所管大臣から通知を受けた環境省及び経済産業省の集計方法を定める省令です。</p> <p>本案とは直接関係しませんが、本制度の報告対象範囲については、業務部門を中心に更なる排出削減に向けた気運を高めるため、先般の法改正により、一定規模以上の事業所だけではなく、事業者が設置しているすべての事業所の排出量の合計を報告していただくこととしております。</p>